古物商及び質屋（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）

1　全般的な注意事項

２から４までの事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第８条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものが届出の対象となることに注意する必要があります。

2　顧客からの買取り時に着目した事例

(1)　同一人物が、短期間のうちに多数の宝石・貴金属等の売却を行う場合
(2)　同一人物が、短期間のうちに同一種類の宝石・貴金属等の売却を繰り返す場合
(3)　顧客の収入、資産、取引を行う目的、職業等に見合わない高額の宝石・貴金属等の売却を行う場合
(4)　マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者が宝石・貴金属等の売却を行う場合
(5)　売却する宝石・貴金属等が顧客の所有物であることに疑いがある場合（例えば、男性が女性物の宝石・貴金属等を多数持ち込む場合）
(6)　売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でもいとわない場合
(7)　多数の店舗において宝石・貴金属等を売却し、又は売却しようとしていることがうかがい知れる言動がある場合

3　顧客に対する売却時に着目した事例

(1)　多額の現金により購入する場合
(2)　１回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合
(3)　顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合
(4)　数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合
(5)　短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合

4　その他の事例

(1)　取引時確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合

(2)　暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合
(3)　顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合
(4)　法人の実態がないとの疑いが生じた当該法人の関係者が取引に関わっている場合又は本人確認書類等に記載された本人特定事項（名称、所在地等）に虚偽の疑いがある場合
(5)　法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者がマネー・ローンダリングに関係している可能性がある場合
(6)　自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の所有者の確認を求められたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合
(7)　自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合
(8)　犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関等から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合
（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（ＪＡＦＩＣ）